

東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース
リスクリングプログラム受講費助成金交付要綱

令和6年12月27日 6デ総人第269号
最終改正 令和8年6月1日 8デ総人第184号

(通則)

第1条 東京都(以下「都」という。)は、東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース(以下「本事業」という。)実施要綱に基づき、本事業の受講者に対し、リスクリングプログラム受講に必要な経費を予算の範囲内において助成(以下「本助成金」という。)するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 本事業の助成金事務の実施主体は、都とする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本事業の受講者のうち、次の各号のいずれかに該当し、リスクリングプログラムの修了判定を受けた者とする。当該修了判定は一般財団法人GovTech東京(以下「GovTech東京」という。)が行うものとする。

- (1) 東京都内に居住している者
- (2) 東京都内で就業しており、かつ本事業への参加後も引き続き東京都内で就業する意思がある者
- (3) 東京都内で就業しておらず、かつ本事業への参加後に東京都内で就業する意思がある者

2 前項の規定のほか、本事業の受講者として決定を受けた者のうち、前項に定める助成対象者とならないことに関し、本人の責めによらない特段の事由があると知事が認めた者を、助成対象者として扱う。

3 前二項の規定にかかわらず、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者は、助成対象者としなない。

(助成対象経費)

第4条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表1の第1欄に掲げる経費とする。

(助成金の額)

第5条 本助成金は、別表1の第1欄に掲げる助成対象経費の実支出額の合計と、別表1の第2欄に掲げる助成基準額とを比較して、少ない方の額を都の予算の範囲内において交付するものとする。

2 第3条第2項の規定の適用を受ける助成対象者は、前項に定める額の範囲内において、知事が認めた額を交付するものとする。

(助成金交付の申請)

第6条 本助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

(1) 助成対象経費の支払を証する書類の写し(領収書、振込金受取書等)

(2) 公的機関発行の身分証明書の写し(運転免許証等)

(3) 通帳等の写し

(4) 口座情報払(集合)による支払事務取扱要領(平成14年9月24日14付出会第291号)(以下「支払事務取扱要領」という。)第3条に定める第1号様式

(5) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する書類については、支払事務取扱要領第3条第1項(3)アに定める電子情報処理組織を使用する方法により行われた申出は、当該書類による申出とみなす。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条による申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し申請者に通知する。

2 適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請者に対し資料の提出、申請書類等の修正を求め、又は修正を加えて決定をすることができる。

(申請の撤回)

第8条 対象者は、この交付の決定内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

2 対象者が前項の撤回をした場合において既に助成金を支給しているときは、知事は期限を定め、助成金の返還を命ずるものとし、返還を命じられた者はこれに応じなければならない。

(助成金の支払)

第9条 知事は、第7条の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やか

に助成する額を申請者に支払うものとする。

(助成金の返還等)

第 10 条 知事は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の決定の取消しを行う。ただし、本人の責めによらない特段の事由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の支給を受けようとした事実が判明した場合
- (2) キャリアアップを成し遂げる意思がないことが明らかな場合
- (3) 第 3 条に規定する助成対象者としての要件を満たさないことが明らかになった場合

2 前項の取消しを行う場合において既に助成金を支給しているときは、知事は期限を定め、助成金の返還を命ずるものとし、返還を命じられた者はこれに応じなければならない。

(検査及び報告等)

第 11 条 知事は、助成金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し検査を行い、又は申請者に対して報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定に基づき、検査の通知及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 12 条 申請者は第 10 条の規定により助成金の交付の決定を取り消され、その返還を命ぜられた場合は、申請者は助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 申請者は第 10 条の規定により助成金の交付の決定を取り消され、その返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。

(違約加算金の計算)

第 13 条 前条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助

成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 14 条 第 12 条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日から翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

【第 1 欄】助成対象経費（※ 1）	【第 2 欄】助成基準額
リスクリングプログラムの対象講座として定められた講座（※ 2）の受講費用	対象者一人当たり 30 万円

※ 1 リスクリングプログラムの受講に当たり発生する以下の経費は本助成金の助成対象外とする。

- ・ 必要な環境整備に要する費用（パソコン等の機器の購入、通信費用、プログラムに必要なツールの利用料等）
- ・ 講座の申込に要する振込手数料や郵送費用

※ 2 リスクリングプログラムの対象講座は GovTech 東京が別途定める。

東京デジタルアカデミー若手エンジニアコース
リスキリングプログラム受講費助成金交付申請書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

氏名

東京デジタルアカデミー若手エンジニアコースリスキリングプログラム受講費助成金交付要綱
第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ			
氏名			
郵便番号			
住所			
電話番号		※日中連絡の取れる電話番号を記入してください。	
メールアドレス			
生年月日	年	月	日

2 申請額： 300,000 円

助成対象経費のうち 対象者実支出額の合計 (A)	助成基準額 (B)	申請額 (C) ※AとBを比較して低い方の額
円	300,000 円	300,000 円

3 誓約事項

助成金申請に当たり、下記の内容について誓約します。

- 申請内容に偽りはありません。
- 次のいずれかに該当しています。
- 東京都内に居住している
 - 東京都内で就業しており、かつ本事業への参加後も引き続き東京都内で就業する意思がある
 - 東京都内で就業しておらず、かつ本事業への参加後に東京都内で就業する意思がある者
- 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しません。

4 添付書類

- 助成対象経費の支払を証する書類の写し（領収書、振込金受取書等）
- 公的機関発行の身分証明書の写し（運転免許証等）
- 通帳等の写し
- 口座情報払（集合）による支払事務取扱要領（平成14年9月24日14付出会第291号）第3条に定める第1号様式